

会 議 録

会 議 の 名 称	令和2年度社会教育委員会（第1回）	
開 催 日 時	令和2年7月29日（水）15：30～16：45	
開 催 場 所	一宮市民協働センターホール	
議長（委員長・会長） 氏 名	委員長：中村美代子	
委 員 氏 名	（出席者） 中村美代子、宮脇昭介、田中美由紀、船積攝子、 山木康子、福田洋平、岡本浩、田路賀之、志水修、 前野良造、清水兼男、岡西清治	（欠席者） 小林琢哉 平瀬明彦
事 務 局 氏 名	西岡教育長、山本次長 （社会教育文化財課）水口課長、岩井館長、原田館長、宮辻 （生涯学習事務所）一宮 橋本副局長、波賀 菊元所長、千種 下多 所長 （市民協働課）小河課長 （人権推進課）片山主事	
傍 聴 人 数	なし	
会議の公開・非公開の 区分及び非公開の 理 由	公開・非公開	（非公開の理由）
決 定 事 項	（議題及び決定事項） ・委嘱書の交付	
会 議 経 過	別紙のとおり	
会 議 資 料 等	会議次第、宍粟の教育 ほか	

(会議の経過)

発言者	議題・発言内容
委員	<p>■報告及び協議事項</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 社会教育文化財課等組織(2) 平成30年度事務事業評価(3) 宍粟の教育(4) 主要施策・事業の説明 <p>千種の資料館にあった資料を千種幼稚園に移したことについては、教育委員会の英断だったと思う。それらの資料について、引き続き千種に保管し、社会教育に活用いただきたいと考えている。その際、千種幼稚園を保管場所として整備すればいいと思っている。</p> <p>もう一点、図書館の件について、コロナ対策の関係で国から宍粟市にもお金が下りてきていて、億単位で使い切っていないと耳にした。以前から話をしてきたが、三方にある農協が運営していた図書館について、建物もあるし、農業関係の資料も多くある。そのような補助金・助成金を使って、なんとか図書館を再開・運営できないかと思う。一宮の施設が新しくなって、図書室への来館者が増えたと話されたが、三方や繁盛の人はなかなか利用しづらいのではないかと思う。そういう方向も考えていただけないか。</p> <p>もう一つ、図書館関係の資料も増えているが、山崎の図書館以外はコピーをすることができない。千種だけでなく、一宮、波賀もコピーができない。聞いたところでは、法律の関係だというのが、これは一種の差別ではないかを感じる。教育委員会で対応を考えてもらえないか。コピーができて当たり前だと思う。</p>
事務局	<p>文化財の保管の件だが、地元からこうして欲しいという意見をいただいているので、その意に沿えるように整理していきたい。三方の図書館のことだが、個人で週に何回か運営されている方がいる。地域でもそれが定着しつつあるので、それでよいと考えている。臨時交付金については、使い切れなれないというのは少し誤解がある。使う目的があったものに対して国がお金を出すというものなので、いくらあげるからどうぞ使ってくださいというわけではない。市役所全体で、使い道に合うものを整理しているので、ご理解をいただきたい。</p>
事務局	<p>山崎の図書館ではコピーを行っているので山崎の話になるが、例えばゼンリンの地図等であっても、一部をコピーすることはできるが、全面コピーをすることができないなど、著作権上いろいろと難しいことがある。山崎では1枚20円に対応させていただいている。</p>
事務局	<p>他の図書室でできないというのは、図書館法に定める図書館というのが、山崎の図書館だけである。他の図書室では、著作権法に触れるという理由で、山崎の図書館でのみコピーを行っている。借りていただいた後に、どうされるかということまでは把握できていないが、著作権法の関係で線引きを行っていることを理解いただきたい。</p>

委員	農協の図書館では新聞を見ることはできるのか。
事務局	市が管理していないので、どのような新聞が置いてあるかはわからない。
事務局	従来のサンパティオ図書館とは違い、個人でJ Aと契約して、喫茶室を設けた運営をされている。図書の貸出はできず、閲覧のみとなっている。新聞の有無はわからないが、皆さんの集いの場として運営されている。
委員	新聞が置いていないと聞いたことがある。以前は農業新聞なども置いてあった。そのような運営の仕方であるならば、要請もしづらいかとは思いますが、なんとか新聞くらいは読めるようであればいいと思うので、ご検討いただきたいと思う。
事務局	J Aの所有物であるので、何か機会があればお伝えさせていただく。
委員	コピーの件について、図書館でも同じような説明を受けたが、山崎の図書館と、千種の図書館とどう違うのか。法律の堅苦しい解釈の問題ではないのか。
事務局	図書館法の基準を満たす図書館が山崎だけになっている。ネットワークを結んで、図書の貸し借りは行えるようにはしているが、各図書室でコピーなどを行うと、その行為が法を犯すことになる。申し訳ないが、そういう回答をせざるを得ない。サービスの上では、不満が残るかもしれないが、法を守る上でそこで線引きをせざるを得ないことを理解いただきたい。
事務局	現在、波賀町など宍粟市北部で、観光を中心とした振興計画の策定の動きがある。教育委員会への影響として、現在野原小学校を教育研修所や文化財の保管場所として活用しているが、活用を検討する施設に含まれる可能性がある。現時点では何も決まっていないが、もしかすると観光計画により、影響があるかもしれない。そういう取組が行われていることを報告しておく。
	16 : 45 閉会 ～一宮市民協働センター施設見学～